

## 安全保障理事会議長声明

「女性および平和並びに安全」と名付けられた議題に関する安保理の審議に関連して、2012年10月31日に開催された、安全保障理事会の第6852回会合において、安全保障理事会議長は、安保理を代表して以下の声明を発した。

安全保障理事会は、安保理決議1325(2000)、1820(2008)、1888(2009)、1889(2009)および1960(2010)の完全且つ効果的な履行に対する安保理の公約を再確認しまた安保理の公約をくり返し表明している女性および平和並びに安全に関する安保理議長の全ての声明を想起する。

安全保障理事会は、全ての当事者に対し、1979年の女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約および1999年のその選択議定書の下での全ての当事者の義務を完全に遵守することを促しまた同条約および同選択議定書を批准若しくは加入していない国家に対し、それらを批准若しくは加入を考慮することを強く奨励する。

安全保障理事会は、紛争の予防と解決および女性、平和と安全の協議事項の枠内での平和構築における女性の参加を促進する、武力紛争により影響を受けた国の政府の主要な役割を強調する。安保理は、国際連合諸機関が決議1325(2000)の履行における国の政府の取組を支援しまた適切な場合には補完し続けるべきことを更に強調する。

安全保障理事会は、決議1325(2000)の履行を目的とした女性および平和並びに安全に関する事務総長報告書(S/2012/732)に留意し、また武力紛争の予防および解決並びに平和構築における高められた女性の参加、代表および関与、並びにあらゆるレベルでの女性のそのような関与に対する課題に対処する強い公約に対する同報告書の呼びかけをとりわけ歓迎する。

安全保障理事会は、女性および平和並びに安全に関する諸決議の履行に寄与することにおけるUNウィメンの役割を歓迎する。安保理は、UNウィメンの事務局長/事務次長による説明を歓迎する。安保理は、国際連合システム内における女性や少女に対する政策および計画において調整と一貫性が増加したことに満足をもって留意し、UNウィメンの創設以来、くり返しや重複を避けるための取組を歓迎する。

安全保障理事会は、本部や現地で安保理が活動する中での安保理理事国との非公式交流を通じた、女性組織を含む市民社会の貢献を認める。

安全保障理事会は、紛争予防、解決および平和構築における女性の関与の増大を確保するため、また適切なジェンダーの視点を、関連する国際連合平和維持活動の職務権限並びに他の関連する平和および安全のテーマ別分野に統合し続けるため、安保理自身の活動において女性、平和と安全に関する約束の履行に、より組織的な注意が必要であることを認識する。

安全保障理事会は、訓練と国際連合平和維持要員に生じつつある認識を提供することおよび国の政府

の能力構築活動並びに市民社会のそれを支援することにより、女性、平和および安全に関する決議の履行に対するジェンダー助言者の貢献を歓迎する。これに関連して安全保障理事会は、ジェンダー助言者に対する継続的な、適切なまた定期的な訓練の必要性を強調する。

安全保障理事会は、平和維持活動に対し、女性保護助言者を展開する安保理の呼びかけをくり返し表明する。安保理は、女性や少女の権利および能力と地位の向上の保護と促進において得られた進歩が、国際連合使節団の幕引きと移行中に維持されることを確保する必要性を強調する。

安全保障理事会は、女性組織を含む市民社会が、武力紛争の予防および解決、平和構築並びに紛争後の状況において果たし得る重要な役割について留意し、また国際社会、地域的機関および関係加盟国に対し、1325（2000）の履行の目的で、適切な場合には様々な役割において、その積極的な関与と効果的な参加を促進することを奨励する。

安全保障理事会は、国の活動計画または他の国レベルでの戦略の策定を含む国レベルで、決議 1325（2000）を履行する加盟国の取組を歓迎し、また加盟国に対し、そのような履行を追求し続けることを奨励する。

安全保障理事会は、武力紛争の予防および解決、平和構築並びに紛争後の状況で、女性の参加を促進することにおける協力者として、男性や男子の重要な関与を認める。

安全保障理事会は、和平プロセスのあらゆる段階における積極的関与を可能にしている事務総長特使や仲介者並びに国際連合使節団の分脈における事務総長上級代表が、女性組織を含む市民社会並びに影響を受けた共同体からの女性や少女と定期的に話し合うという事務総長の求めを歓迎する。

安全保障理事会は、決議 1325（2000）および他の関連する安全保障理事会諸決議の履行の文脈において女性並びに女性の人権を促進することおよび促進することの重要性を強調する。安全保障理事会は、女性や少女の人権が、武力紛争および紛争後の状況の間はとりわけ危険であることを認識した女性の人権問題について活動している市民社会のメンバーが、これらの状況の多くにおいて標的となり得ることに留意する。安保理は、関係する加盟国に対し、これらの危険に対処するため特別の注意を払うことを促す。

安全保障理事会は、紛争後の選挙過程と憲政改革における女性の完全且つ平等な参加を促進する加盟国を支援することの重要性を強調する。安保理は、選挙過程を実行している関係加盟国に対し、選挙前および選挙中の女性の安全に特別の注意が払われるべきことに留意しつつ、選挙過程のあらゆる面におけるジェンダーの次元に対処するという、加盟国の取組を国際連合機関からの支援を得て続けることを奨励する。

安全保障理事会は、女性や少女の社会経済的条件、とりわけ収入を生み出す活動における参加および教育や基礎的サービスに対する利用権を改善するための加盟国の国内戦略における女性や少女の具体的な要求と優先事項に女性組織を含む特に市民社会と協議して対処する、紛争後の状況における加盟国

の必要性を強調する。

安全保障理事会は、ジェンダーに敏感な法的、司法的および治安部門改革並びに他の制度を通したものを含む、紛争中および紛争後の環境における司法制度を女性が利用することにおける障害に対処する継続的取組の必要性を強調する。

安全保障理事会は、武力紛争および紛争後の状況における、性的およびジェンダーに基づく暴力並びに殺害や障害を含む、女性や少女に対して行われた適用可能な国際法のあらゆる違反に対する安保理の最も強い非難をくり返し表明しまた直ちにそのような行為の全ての当事者による完全な停止を促す。安全保障理事会は、加盟国に対し、この性質の犯罪に対して責任を有する者を訴追することを、また促す。

安全保障理事会は、女性や少女に対して行われた国際的関心のある最も重大な犯罪の刑事責任の免除に対する闘いが、国際刑事裁判所、アドホックおよび混合法廷、並びに国内裁判所の特別法廷の活動を通して強化されてきたことに留意する。安保理は、刑事責任の免除と闘いまた適切な手段で説明責任を支持することを力強く続けるその意図をくり返し表明する。

安全保障理事会は、適切な場合には、あらゆる司法的や非司法的措置で包囲しつつ、武力紛争や紛争後の状況における移行期司法への包括的対処方法の重要性に注意を喚起する。

安全保障理事会は、事務総長に対し、決議 1325（2000）並びにこの安保理議長声明の履行の達成、相違および課題を特に含めるために、彼の次の年次報告書に、同決議の履行に関する最新情報を与えることを要請する。